

○波佐見町建設工事業者選定要綱

令和4年3月23日告示第24号

改正

令和6年5月1日告示第52号

波佐見町建設工事業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、波佐見町が発注する請負工事について、優秀にして確実なる業者を厳正、公平、かつ合理的に選定するとともに、工事の適正施工を確保するため、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における業者の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加資格等)

第2条 入札参加資格等については、波佐見町競争入札参加資格及び申請要綱（平成12年告示第1号）の規定に基づき取り扱うものとする。

(格付の方法)

第3条 入札参加業者の格付は、客観的要素と主観的要素を考慮して求めた数値の合計（総合数値）により、次の表のとおり工事種類ごとに等級を設けて格付する。ただし、土木工事業・建築工事業のA等級については、土木工事業は1級土木施工管理技士が2名以上、建築工事業は1級建築施工管理技士（又は1級建築士）が1名以上いることを要件とし、要件を満たさない場合B等級に降格させるものとする（1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士とは、建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。）。なお、次の表以外の工事については、格付は行わない。

工事の種類		土木一式工事	建築一式工事	管工事・水道施設工事 電気工事
格付区分	A	810点以上	800点以上	700点以上
	B	710点以上 810点未満	700点以上 800点未満	700点未満
	C	710点未満	700点未満	

(1) 客観的事項の審査方法

建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査に基づき、国土交通大臣及び知事が定めた数値に県主観点を加えた数値とする。なお、県主観点については、長崎県に競争入札参加資格審査申請書を提出していない業者については加えない。

(2) 主観的事項の審査方法

主観的事項の審査は、次により行うものとする。なお、主観点は、過去3年度の各主観点の平均とする。

ア 工事成績

次の項目につき点数を付与する。なお、波佐見町内に主たる営業所を有しない建設業者には適用しない。

(ア) 工事成績評価

工事種類ごとの工事成績点の加重平均値により、次の表の点数を付与する。

成績区分	付与点
85点以上	40
75点以上85点未満	20
65点以上75点未満	0
65点未満	-20

(イ) 完成工事高

工事種類ごとの年間完成工事高に応じて、次の表の点数を付与する。

年間完成工事高	付与点
3,000万円以上	40
1,500万円以上3,000万円未満	30
500万円以上1,500万円未満	20
500万円未満	0

イ ISO認証

ISO9001、ISO9002又はISO14001（国際標準化機構が取り決めている品質保証規格又は環境関連規格）認証取得業者に対しては、10点を審査点数に加える。

ウ 信用度

審査年度直前の1年間において、指名停止及び指名除外を受けた建設業者（国、県及び市町村等によって指名停止及び指名除外を受けた者を含む。）は、次の項目ごとの評点を合計し、100点を限度として減点する。

(ア) 工事の安全成績に係るものについては、次の表の区分とする。

評点の決定については、事故等内容により委員会で決定する。

区分	公衆災害	労務災害
----	------	------

	死亡	傷害	死亡	傷害
公共工事	－100	－70	－70	－40
一般工事	－70	－40	－40	－20

(イ) 贈賄事件にかかるものについては、100点を減点する。

(ウ) 談合にかかるものについては、次の表の区分とする。

区分	公共工事	一般工事
役員等	－100	－70
使用人	－70	－40

(エ) 指名停止及び指名除外の期間を基準とするものについては、次の表の区分とする。

指名停止の期間	減点
6月以上	－100
5月以上	－80
4月以上	－60
3月以上	－40
2月以下	－20

(有資格者名簿)

第4条 有資格者名簿（様式1号）は、毎年度本要綱により作成するものとし、有効期間は、次年度の有資格者名簿が作成されるまでとする。

2 有資格者名簿は、閲覧方式により公表する。

(発注の基準)

第5条 工事発注の基準は、次に定める等級別発注基準表によるものとする。

	発注の基準となる金額		
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事・管工事 水道施設工事
A	1,500万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上
B	500万円以上 1,500万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
C	500万円未満	1,000万円未満	

2 その他の工事については、当該業種の適格者の中から、経営規模等を勘案し決定する。

(業者選定方針)

第6条 指名業者の選定は、原則として工事別発注基準によるものとする。

ただし、特に必要と認められるときは本要綱の定めに関わらず、対応す

る上位に属するものから適格者を選定することができる。

- 2 災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊技術、経験を必要とする工事若しくは軽微な工事又はその他特別な場合は、本要綱の定めに拘わらず等級を勘案して適格者を選定することができる。

(町内業者の育成等)

第7条 発注工事の施工上の合理性及び地域産業の振興を図るため、町内有資格業者の優先的選定に配慮するとともに、中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。）の受注機会の確保に配慮するものとする。

(業者選定留意事項)

第8条 前条の規定により業者を選定するときは、次の各号の事項を勘案留意の上選定するものとする。

- (1) 不誠実及び不正行為の有無
- (2) 当該工事施工に対する地理的条件
- (3) 過去の工事成績
- (4) 当該工事施工についての技術的適否
- (5) 手持ち工事量の状況
- (6) 経営状況及び資金調達能力、その他信用状態
- (7) その他考慮すべき事項

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 波佐見町建設工事業者選定要綱（平成13年5月1日波佐見町告示第11号）は廃止する。